

ライフサイエンスデータベース統合推進事業

統合化推進プログラム

2024 年度 公募要領

公募期間

2023 年 12 月 15 日（金）～2024 年 1 月 23 日（火）12 : 00



NBDC 事業推進部

2023 年 12 月

公募概要

(1) 研究開発期間、研究費、採択予定課題数

募集対象	研究開発 期間	1年あたりの 研究費 (直接経費)	採択予定 課題数
【育成型】新たなデータベースの構築を目指す萌芽的な研究開発 (新たにデータベースを構築しようとしている、既にデータベースを構築しているが未公開の状態にある、データベースを公開していて将来的に国際的な地位確立を目指している場合などが対象)	3年以内	~1,000万円 程度	~3課題 程度

(2) 公募期間・選考スケジュール

公募期間	2023年12月15日(金)~2024年1月23日(火) 12:00(締切厳守)
書類選考期間	~2024年2月下旬
書類選考結果の通知	2024年2月下旬
面接選考会	2024年3月10日(日)
選定課題の通知・発表	2024年3月下旬以降予定
研究開発開始	2024年4月

応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

➤ 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言[※]）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思ひます。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

➤ ダイバーシティの推進について

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研

究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

ダイバーシティ推進監

ダイバーシティ推進室長

➤ 公正な研究開発活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりからは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

目次

第 1 章 研究開発提案公募にあたって	1
1.1 ライフサイエンスデータベース統合推進事業について	1
1.2 統合化推進プログラムについて	1
1.3 実施体制	1
第 2 章 公募・選考	3
2.1 研究総括によるプログラム運営方針	3
2.2 研究開発課題におけるデータ共有の基準としての「FAIR 原則」の推進	5
2.3 募集対象となる研究開発提案	5
2.3.1 【育成型】新たなデータベースの構築を目指す萌芽的な研究開発	5
2.4 公募期間・選考スケジュール	7
2.5 研究開発期間	8
2.6 研究費（上限額）	8
2.7 採択予定課題数	8
2.8 対象外の研究開発内容	8
2.9 応募要件	8
2.9.1 応募者の要件	9
2.9.2 研究体制の要件	11
2.9.3 研究機関の要件	11
2.9.4 応募の制限	11
2.10 応募方法	12
2.10.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を用いた応募	12
2.10.2 研究開発提案書様式	12
2.11 選考方法	13
2.11.1 選考の流れ	13
2.11.2 利益相反マネジメントの実施	13
2.12 選考の観点	15
第 3 章 採択後の研究推進等について	18
3.1 研究開発計画の作成及びデータベース等利用状況報告について	18
3.2 委託研究契約	18
3.3 研究費	19
3.3.1 研究費（直接経費）	19

3.3.2 間接経費.....	20
3.3.3 複数年度契約と繰越制度について	20
3.4 評価	21
3.4.1 事後評価.....	21
3.4.2 追跡評価.....	21
3.5 本事業で運用するサービスへの協力.....	21
3.5.1 Integbio データベース カタログ	21
3.5.2 生命科学系データベース アーカイブ.....	22
3.5.3 RDF ポータル.....	22
3.5.4 NBDC ヒトデータベース.....	22
3.6 研究代表者及び研究分担者の責務等.....	23
3.7 研究機関の責務等.....	24
3.8 その他留意事項.....	27
3.8.1 研究開始後の研究総括との利害関係について	27
3.8.2 出産・子育て・介護支援制度.....	27
3.8.3 JREC-IN Portal のご利用について	28
第 4 章 応募に際しての注意事項	29
4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	29
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置	30
4.2.1 不合理な重複に対する措置.....	30
4.2.2 過度の集中に対する措置	31
4.2.3 不合理な重複及び過度の集中の排除の方法.....	32
4.2.4 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有	33
4.3 研究開発活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保	33
4.4 不正使用及び不正受給への対応	34
4.4.1 研究費の不正使用等が認められた場合の措置.....	34
4.4.2 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	36
4.5 関係法令等に違反した場合の措置.....	36
4.6 繰越について	36
4.7 府省共通経費取扱区分表について.....	37

4.8 費目間流用について	38
4.9 年度末までの研究開発期間の確保について	38
4.10 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	38
4.11 研究設備・機器の共用促進について	38
4.12 博士課程学生の処遇の改善について	40
4.13 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	41
4.14 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について	42
4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究開発活動等について	43
4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	43
4.17 URA 等のマネジメント人材の確保について	44
4.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	45
4.19 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	47
4.20 社会との対話・協働の推進について	47
4.21 オープンアクセス及び研究データマネジメントについて	48
4.22 論文謝辞等における体系的番号の記載について	49
4.23 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について	49
4.24 競争的研究費改革に関する記載事項	50
4.25 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	50
4.25.1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について	50
4.25.2 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について	51
4.26 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	52
4.26.1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について	52
4.26.2 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について	53
4.26.3 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究開発活動における不正行為に対する措置について	54
4.27 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	56
4.28 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	56

4.29 e-Rad からの内閣府への情報提供等について	57
4.30 研究者情報の researchmap への登録について	57
4.31 JST からの特許出願について	57
4.32 人権の保護及び法令等の遵守への対応について	58
第 5 章 お問い合わせ先	59

第 1 章 研究開発提案公募にあたって

1.1 ライフサイエンスデータベース統合推進事業について

ライフサイエンスデータベース統合推進事業（以下、「本事業」といいます）は、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目的としています。

1.2 統合化推進プログラムについて

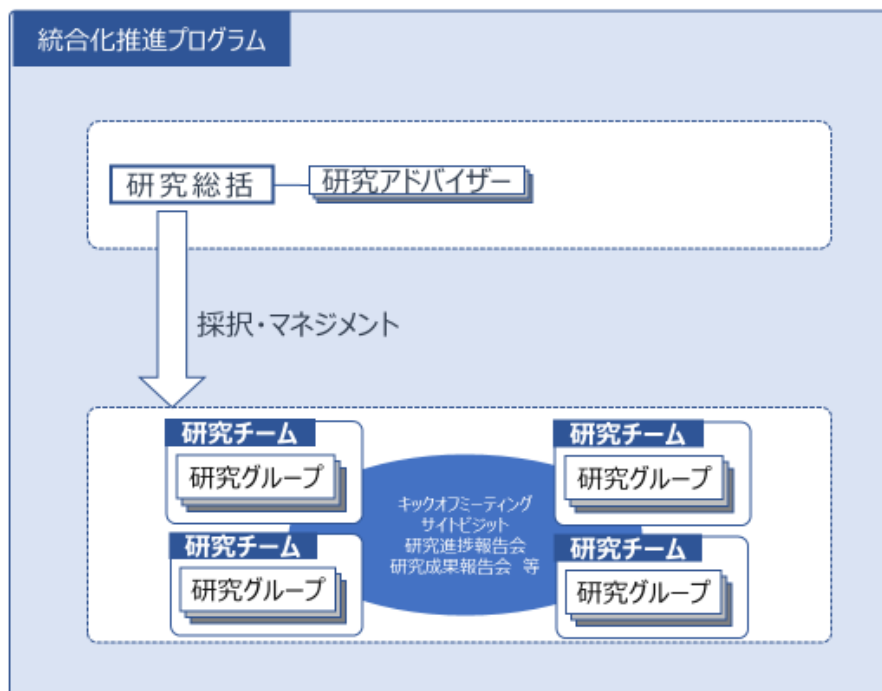
統合化推進プログラム（以下、「本プログラム」といいます）は、ライフサイエンスに関わる国内外のデータを統合的に扱うためのデータベース（統合データベース）開発を目的としたプログラムです。具体的な研究開発は、研究データの収集・整理、標準化・公開・共有・品質管理、運用等で、他のデータベースとの連携・統合化や、収録データを円滑に利用するために必要なインターフェース・ツールの開発等も含みます。本プログラムは、これらの研究開発を通じて公共データ利活用のための情報環境整備を行うとともに、利用者の知識発見や課題解決への寄与及び国際的なオープンサイエンスへの貢献を目指します。

1.3 実施体制

本プログラムでは、プログラムの責任者である研究総括を JST が定めます。研究総括は、研究アドバイザー等の協力を得ながら、プログラム趣旨にふさわしい研究開発課題とその研究代表者を選考します。選定された研究開発課題の研究代表者は、研究チームを編成し、研究総括のマネジメントのもとで、研究開発課題同士、JST 及びデータベース統合化のための基盤的な技術開発を実施する研究機関等の間で緊密な連携を取りつつ研究開発を推進します。

【統合化推進プログラムの実施体制】

本公募要領では研究開発課題を実施する研究チームの構成要素を次のとおり定義します。

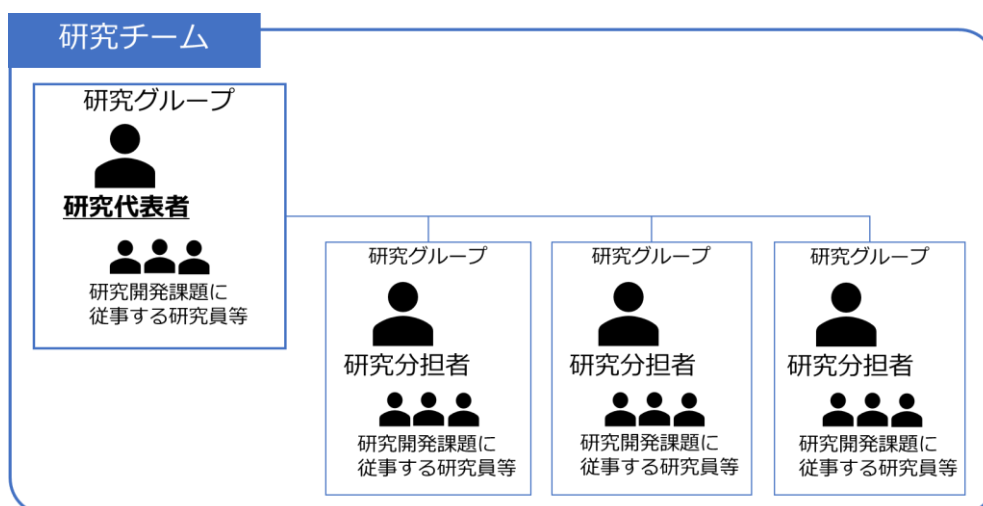


研究チーム：研究開発課題の実施体制全体をいう。研究代表者の他、研究分担者が率いる研究グループを加えて編成することも可能。

研究代表者：研究チームを代表し、研究開発計画の遂行に関するすべての責任を持つ研究者をいう。

研究分担者：研究開発の一部を主体的に行い、研究代表者とともに研究開発計画の遂行に責任を負い、自らの裁量で研究費を使用する者をいう。

【研究チームの構成】



第 2 章 公募・選考

本プログラムでは、ライフサイエンス分野において国際基準の獲得を目指すデータベースや利用者ニーズを充足するデータベースに関する研究開発を支援対象とします。搭載するデータは、高品質かつ高い網羅性を重視し、成果については迅速な共有と利用者拡大を求めます。

前回の公募では、「育成型」ならびに「本格型」の 2 つの公募区分で提案を募集しました。2024 年度の公募（以下、「本公募」といいます）では、「育成型」のみを募集します。詳しくは「2.3 募集対象となる研究開発提案」（5 ページ）をご覧ください。

なお、1 つの研究開発課題の中で研究開発を行えるデータベースは原則 1 種類とし、互いに独立して運用される 2 つ以上のデータベースを研究開発対象とすることはできませんのでご留意ください。

2.1 研究総括によるプログラム運営方針

（1）背景とねらい

統合化推進プログラムは、生命科学の情報基盤としてのデータベースの統合化に取り組んできました。統合の究極の目的は、生命科学分野におけるデータサイエンス（バイオデータサイエンス）の健全な発展を促すことにありと云ってもよいでしょう。

生命科学における実験技術の進歩は目覚ましく、得られるデータは量が爆発的に増加するのみならず著しく多様化しています。つまり生命科学のデータサイエンス化には一層の拍車がかかっており、データベースの発展なくして生命科学研究の進歩もありえません。良質のデータベースの構築・維持は、まさに生命科学のエッセンシャルワークです。

多種多様なデータの統合解析に基づいて生命現象をより包括的により深く理解しようとするのがデータ駆動型研究です。データ駆動型研究に立脚するバイオデータサイエンスに対する期待は、人工知能(AI)の発展も相俟って、日に日に高まりを見せています。しかしながら、その足許とも言うべきデータの共有と活用を支える仕組みには、まだ多くの課題が残されていることが分かります。2020 年 12 月に JST バイオサイエンスデータベースセンター（現 NBDC 事業推進部）は「データ駆動型研究の推進と課題」に関するワークショップを開催し、有識者の方々にデータ駆動型研究の可能性と課題に関して、実例に基づく話題提供と様々な観点からの議論をお願いしました（<https://biosciencedbc.jp/about-us/files/nbdc-workshop-2020-report.pdf> 参照）。

この議論では、多種多様で膨大なデータを収集・整理・統合して再利用可能な形で公開する情報基盤の整備の重要性が改めて強調されるとともに、それらのデータから仮説の生成や知識の発見を促す技術の開発・提供の重要性も指摘されました。

現時点で目につくデータ駆動型研究の大半は、大型予算を背景とするプロジェクトで取得された均質性の高い大規模データに基づくものです。それらとは対照的に、データベースに蓄積された多種多様なデータの再利用を基軸とする、いわば「公共データ駆動的」な研究も可能な筈です。しかしながら、公共データは均質性が低く、それらを適切に選別した上で統合的に活用できる環境を整備するには、その前段階において大量の泥臭い地道な作業が必要になります。公共データ駆動的な研究が大きな可能性を秘めながらも未熟な状態に留まっている要因のひとつはここにあります。本プログラムは、こうした公共データに駆動されるスタイルの研究を支えるデータベースの整備・統合の推進に特に力を入れるとともに、こうした研究スタイルの規範となるような成果の創出にも貢献したいと考えています。

公共データ駆動的な要素を含む研究は、大規模データ取得に基づく研究よりも各段に少ない予算で実行可能なので、より多数の多様な生命科学者の参画が可能です。その多様性の中にこそ「選択と集中」では決して得ることができない進化可能性が芽生えます。国際的にも注目される勢いで沈下してしまった我が国の科学が本気で再起を期すのであれば、劣化する研究環境下でも研究の機会均等を守り、研究の多様性を維持しなくてはなりません（かつての国立大学では基盤校費がこれを実質的に支えてきた訳ですし、多様性が進化の鍵であることは我々が生物から学んだことに他なりません）。公共データ駆動型の研究スタイルは、研究の機会均等と多様性維持のための実効的な手段にもなりえます。その意味においても、データ活用環境の整備と有用事例の創出は重要な意味を持つと考えます。

本プログラムが求めるものは、生命科学の研究スタイルの変革を見据え、幅広い層の利用者に向けて開かれたデータベースの構築に、高い公共心と熱意をもって取り組む提案です。採択にあたっては、過去の実績のみならず将来性も重視してきました。前回からはさらに踏み込んで、「育成型」の枠を新設し、応募時点における実績とは無関係に、未来を先取りする斬新な構想に基づくデータベースの提案を募ることとしました。幸い前回は多数のご応募を頂いたものの、ユニークなコンテンツを持ちながらデータベース化の戦略に不安が残る提案が見受けられました。ユニークな構想実現に向けて、データベース構築に十分なスキルをお持ちの方とチームを組んで応募して頂くとよいかも知れません。AI はバイオサイエンスのあり方も大きく変えつつあります。そんな時代におけるバイオデータベースのあるべき姿に思いを馳せて、次代の日本を代表するデータベースの構築に着手して頂きたいと考えています。

（２）採択後の運営方針

採択課題の実施に際しては、研究アドバイザーのご指導を頂きながら、時に ad hoc な外部アド

バイザーのご意見も伺いつつ、成果を見込める方向への軌道修正、有用な情報技術に関する情報の提供と周旋、データを提供するコミュニティとの調整、産官学の利用者層との連携支援、研究開発課題相互の連携支援等を必要に応じて機動的に行います。そのために、ウェブ会議システムによる個別面談やインフォーマルな進捗報告会等を通して、研究代表者や研究分担者と十分な意思疎通を図ってゆきます。さらに課題間の交流機会を設けて相乗効果を促し、プログラム全体としての価値を高め、幅広い層のユーザーからの認知・支持を目指します。そのために、研究チーム・研究アドバイザー・事務局が一体となった運営を行います。

研究総括 伊藤隆司

2.2 研究開発課題におけるデータ共有の基準としての「FAIR 原則」の推進

本プログラムにおいては、各研究開発課題での研究データの公開にあたり、「FAIR Data Principles」——「FAIR 原則」の遵守を期待します。

FAIR 原則は、「Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）」の略で、データ公開の適切な実施方法を表現しており、データ共有のあるべき姿をまとめた原則として広まりました。FAIR 原則は、2016 年頃から特に欧州のオープンデータ・オープンサイエンス関係の人々の間で重要と考えられています。

本プログラムでは、FAIR 原則が提唱される以前から同様の理念で、生命科学系研究データを公開する活動を実施してきました。日本の組織や各研究者が FAIR 原則に則ったデータ公開及び適切な研究データのマネジメントを理解し、データ共有を進めていくことで、オープンサイエンスが加速化されていくものと考えます。

FAIR 原則については以下のウェブサイトをご覧ください。

- FAIR 原則（「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳）

<https://biosciencedbc.jp/about-us/report/fair-data-principle/>

2.3 募集対象となる研究開発提案

2.3.1 【育成型】新たなデータベースの構築を目指す萌芽的な研究開発

本公募では、技術動向や研究ニーズへの対応を目指し、未整備分野の萌芽的な統合データベースの構築や、斬新な切り口によるデータ統合など、独創的な発想に基づいた知識発見・課題解決

の支援に資する先駆的なデータベースを研究開発する提案を募集します。新たにデータベースを構築しようとしている、既にデータベースを構築しているが未公開の状態にある、データベースを公開していて将来的に国際的な地位確立を目指している場合などを対象とします。いずれは国際基準のデータ基盤へ発展していくことを期待しています。

(1) 対象とする研究開発と要件

- a. 次のいずれかに該当するデータベース。
 - 1) 将来的に国際基準のデータ基盤構築に向けて国際連携による統合を目指すデータベース。
 - 2) これまでにないユニークな機能に基づく新たな知識発見・課題解決支援を目指すデータベース。
 - 3) 新たな研究ニーズや実験技術の動向への対応を目指す萌芽的なデータベース。
 - 4) 高度化や機能拡張により萌芽的な位置づけから将来的には国際的プレゼンスの獲得を目指すデータベース。
- b. データベースに搭載する研究データは、開発当初は限定的であっても、将来的に必要な研究データを広く収集・搭載し、公開することを前提としていること。搭載する範囲を限定する場合、限定する範囲が想定される利用者の目的に照らして適切であること。
- c. 搭載・公開するデータの形式や構造、オントロジー、ID、メタデータ等は、ライフサイエンス分野や隣接分野のデータとの連結による統合的な利用を前提としていること。

※ 本事業で開発を進めてきた統合化技術と互換性を有することが望ましい。本事業では「基盤技術開発」として、Resource Description Framework (RDF) を中核とした複数データベースの連携・統合的活用を促進するための技術開発を実施してきました。研究データの RDF 化については、「3.5.3 RDF ポータル」(22 ページ) をご参照ください。
- d. 利用者が了解を得ることなしに、営利目的も含め、データを改変した上での再配布等を可能とすること。ただし、ヒト試料を用いた研究等の成果として産生され、かつ倫理的な配慮を要するデータを取り扱う場合、前文の条件に関わらず、適切なアクセス制限のレベルを設定し、データの利用に先だってその可否を研究機関の責任において審査すること。

※ 研究開発対象のデータベースの利用許諾条件として、CC BY-SA、CC BY、又は CC 0 を採用することが望ましい。CC BY-SA、CC BY、CC 0 については、「クリエイテ

イブ・コモンズ・JAPAN」のウェブサイトをご参照ください。

- クリエイティブ・コモンズ・ライセンスについて

<https://creativecommons.jp/licenses/>

2.4 公募期間・選考スケジュール

公募・選考のスケジュールは、以下のとおりです。

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行います。ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、速やかに研究者登録を済ませてください（「別紙 1 e-Rad での応募について」をご参照ください）。公募締切日当日は e-Rad のシステム負荷が高く、応募に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生する場合がありますので、時間的余裕を十分にとってください。

- 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）

<https://www.e-rad.go.jp/>

公募期間	2023 年 12 月 15 日（金） ～2024 年 1 月 23 日（火）12:00（締切厳守）
書類選考期間	～2024 年 2 月下旬
書類選考結果の通知	2024 年 2 月下旬
面接選考会	2024 年 3 月 10 日（日）
選定課題の通知・発表	2024 年 3 月下旬以降予定
研究開発開始	2024 年 4 月

- ※ 書類選考の結果、面接選考の対象となった研究代表者には、その旨を電子メールで通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてご案内します。
- ※ 書類選考、面接選考の各段階で不採択となった研究開発提案の研究代表者には、その都度、選考結果を電子メールで通知します。また、別途、不採択理由を電子メールで送付します。
- ※ 選考の結果、採択となった研究代表者には、その旨を電子メールで通知するとともに、研究開発開始の手続きについてご案内します。

2.5 研究開発期間

2024 年 4 月から 2027 年 3 月までの 3 年以内です。

※ 実際の研究開発期間は、研究開発計画の精査・承認により決定します。

2.6 研究費（上限額）

1 研究開発課題（1 研究チーム）あたりの研究費規模は、年間 1,000 万円程度（直接経費）です。実際の研究費は、研究開発計画の精査・承認によって決定します。

※ 選考の過程で、設定した研究費の妥当性を査定します。

※ 研究開発提案の状況、予算により変動します。

※ 研究開発の進捗状況等を踏まえ、研究開発期間中に調整する場合があります。

※ 委託研究契約に基づき、研究機関に対して上記研究費（直接経費）とは別に、原則として直接経費の 30%の間接経費を支払います。

2.7 採択予定課題数

3 件程度です。なお、実際の採択件数は研究開発提案の状況、予算により変動します。

2.8 対象外の研究開発内容

次の研究開発活動を行う研究開発提案は、選考の対象外とします。

- a. JST が直接運営するデータベース、本プログラムの現採択課題が開発するデータベース、又は他のファンディング機関や制度において整備が進められているデータベース、上記に類似するデータベースの構築、運用、更新を行うもの。
- b. データベースに搭載するデータの産生を目的とした生物実験の実施を含むもの。
- c. 研究開発対象データベースの収録データを用いた主体的な解析のうち、未公開データに基づく新たな科学的知見の創出を目的とした研究開発を行うもの。
- d. データベース開発（構築）を伴わない、データ解析手法・ツールの開発のみを行うもの。
- e. 特定の機関内のみで使用するデータベースや限られたグループ内のみでのデータ共有を目的としたデータベースなど、将来にわたって公開する予定がないデータベースの研究開発。

2.9 応募要件

応募に際しては以下の点にご注意ください。

- ・採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、研究開発提案書の不受理、ないし不採択とします。
- ・応募要件は、採択された場合、当該研究開発課題の全研究開発期間中、維持される必要があります。研究開発期間の途中で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究開発課題の全体ないし一部を中止（早期終了）します。

その他、応募に際しては、本公募要領に記載されている各要件、内容をご理解の上、ご応募ください。

2.9.1 応募者の要件

- 研究代表者自らが、国内の研究機関に所属して当該研究機関で研究開発を実施する体制が取れること（研究代表者の国籍は問いません）。

※ 以下の方も研究代表者として応募できます。

- ・国内の研究機関に所属する外国籍研究者。
- ・現在、特定の研究機関に所属していない、もしくは海外の研究機関に所属している研究者で、研究代表者として採択された場合、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることが可能な研究者(国籍は問いません)。

※ 民間企業等の大学等以外の研究機関に所属されている方も対象となります。

- 本プログラムによる研究開発期間を通じ、研究チームの責任者として研究開発課題全体の責務を負うことができる研究者であること（詳細は「3.6 研究代表者及び研究分担者の責務等」（23 ページ）をご参照ください）。

- 所属研究機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。又は、JST が提供する教育プログラムを応募締切までに修了していること。

※ 詳細は、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」（29 ページ）をご参照ください。

- 応募にあたって、以下の 5 点を誓約できること。

- 1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守すること。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- 2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」の内容を理解し、遵守すること。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- 3) 研究開発提案書が採択された場合、研究参加者（研究代表者、研究分担者、研究に従事する研究員、技術員、研究補助員、学生等）は、研究開発活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）ならびに研究費の不正使用を行わないこと。
- 4) 研究開発提案書に記載している過去の研究開発成果において、研究開発活動の不正行為が行われていないこと。
- 5) 研究資金や兼業等に関する情報の他、寄付金等に関する情報、資金以外の施設・設備等による支援に関する情報を含む、自身が関与する全ての研究開発活動に係る透明性確保のために必要な情報を所属研究機関の取扱いに基づき所属研究機関に適切に共有すること。また、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、その対処方法を十分に確認した上で研究開発提案書を提出すること。

※ 以上は e-Rad の応募情報入力画面で確認をしていただきます。

e. 本プログラムの研究総括と次のような利害関係がある方は応募できません。

- 1) 研究総括と親族関係にある。
- 2) 研究総括と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の研究室等の最小単位組織に所属している。あるいは、同一の企業に所属している。
- 3) 現在、研究総括と緊密な共同研究を行っている。又は過去 3 年以内に緊密な共同研究を行ったことがある（緊密な共同研究の有無は、例えば、共同プロジェクトの遂行、研究開発課題の中での研究分担者あるいは共著研究論文の執筆等、それぞれの内容から判断します。不明な点があればお問い合わせください）。

※ 以上は e-Rad の応募情報入力画面で確認をしていただきます。

f. 本プログラムの研究総括、研究アドバイザーは、研究代表者として応募できない他、研究分担者、それ以外の研究参加者としても参画できません。

g. 現在、本プログラムで支援中の研究開発課題において研究代表者となっている場合は本公募に応募できません。なお、研究分担者、研究参加者として参画することは可能です。

h. 本公募で研究代表者として応募又は研究分担者あるいはその他の研究参加者として参画し、かつ、本公募における他の研究開発提案において研究分担者又はそれ以外の研究参加者として参画し、その両方が採択候補となった場合は、研究内容や規模等を勘案した上で、研究費の減額や、当該研究者が実施する研究を 1 件選択する等の調整を行うことがあります。

i. 現在、本プログラムで支援中の研究開発課題において研究分担者又はそれ以外の研究参加者の立場にある方が、今回新たに研究代表者又は研究分担者あるいはその他の研究参加者として応

募し、採択候補となった際は、上記と同様の調整を行う場合があります。

2.9.2 研究体制の要件

以下の要件を満たす必要があります。「2.12 選考の観点」(15 ページ) の d. 項もご参照ください。

- a. 研究チームは、研究代表者の研究開発構想を実現する上で最適な体制であること。
- b. 研究開発対象（データベース、データ解析手法・ツール）に応じて、それらの構築・運用・公開、研究・開発を行った実績を持つ者を研究体制に含むこと。
- c. 研究チームに研究分担者の研究グループを配置する場合、研究分担者の研究グループは研究開発構想実現のために必要不可欠であって、研究目的の達成に向けて大きく貢献できること。

2.9.3 研究機関の要件

国内の研究機関を対象とします。研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。

「3.7 研究機関の責務等」(24 ページ) に掲げる内容を遵守できない研究機関における研究開発の実施は認められません。応募に際し、研究代表者だけでなく研究分担者も含めて研究開発を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。

2.9.4 応募の制限

本公募では応募についての制限を定めます。本項において記載のない条件においても、不合理な重複ないし過度の集中に該当すると個別に判断される場合には、一定の措置を行うことがあります。詳しくは、「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」(30 ページ) をご参照ください。

- a. 研究代表者として本公募での応募は 1 件のみです。
- b. 同一の研究チームが研究代表者と研究分担者を互いに入れ替え、複数の応募を行うことはできません。研究チームの構成が一部異なる等、この制限には該当しない場合でも、不合理な重複ないし過度の集中に該当すると判断された場合は、必要に応じて一定の措置を行うことがあります。

- c. 研究開発を行うデータベース、プロトタイプデータベース作成や利用者による試用を目的とした萌芽的なデータベースの研究開発は原則 1 種類とし、互いに独立して運用される 2 つ以上のデータベースを研究開発対象とすることはできません。データベース統合の観点から研究開発対象となる主なデータベース以外のデータベースも研究開発対象に含める必要がある場合は、ファイル形式、オントロジー、ID、インターフェース等について主なデータベースと相互に有機的な連携がなされている必要があります。
- d. 搭載するデータの特性から、利用者登録や利用審査等を必要とするデータベースであっても、本公募の対象とします。ただし、本プログラムが幅広いデータ共有とオープンサイエンスを趣旨とすることから、利用制限の必要性和合理性を明記してください。また利用制限が必要なデータであっても、幅広い利用を促進する観点から、例えば、集団単位での集計情報や個人を特定できない遺伝子発現情報等、制限なく公開可能な加工情報の公開を検討し、その集計手法や可視化手法とともに、具体的な実施計画（スケジュールやマイルストーン）を提案書に記載してください。
- ※ 上記の他、研究代表者としての要件に関わる応募制限もあります。詳しくは「2.9.1 応募者の要件」（9 ページ）をご参照ください。

2.10 応募方法

2.10.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を用いた応募

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

本公募での応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。詳細は別紙 1 をご参照ください。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

2.10.2 研究開発提案書様式

- 研究開発提案書は必ず別紙 2 の研究開発提案書様式を用いて作成してください。
- 評価者は印刷した紙媒体のみを閲覧する場合があります。印刷出力後の視認性にご配慮をお願いいたします。

- ・ 研究開発提案書に不備がある場合は不受理とする可能性がありますので、ご注意ください。
- ・ その他、研究開発提案書作成上の留意事項については、別紙 2 の研究開発提案書様式の記入要領等をご参照ください。
- ・ e-Rad へアップロードできる研究開発提案書は PDF 形式のみです。研究開発提案書の PDF 化における留意事項については別紙 1、及び別紙 2 の研究開発提案書様式の記入要領等をご参照ください。

2.11 選考方法

2.11.1 選考の流れ

- 1) 研究総括が研究アドバイザー、必要に応じて外部評価者の協力を得て、非公開で選考します。
- 2) 研究総括は、提出された応募書類の内容について書類選考及び面接選考を行います。
- 3) 書類選考は、応募件数等に応じ二段階に分けて行うことがあります。第一段階選考は、主として本プログラムの趣旨に合致しているかの観点で行い、それらを満たす研究開発提案についてのみ、第二段階選考を行います。二段階選考の実施の有無は、公表しません。
- 4) 必要に応じ、前記に加えて追加の調査等を行うことがあります。
- 5) 研究代表者又は研究分担者が営利機関等に所属する場合は決算書の提出を求める場合があります。

2.11.2 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、研究代表者に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、研究開発提案書の VII. 特記事項「1. 研究代表者と評価者（研究総括・研究アドバイザー）との利害関係の有無」に具体的に記載してください。

- a. 研究代表者と親族関係にある者。
- b. 研究代表者と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者。
- c. 研究代表者と緊密な共同研究を行う者。（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文

の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究開発課題の中での共同研究者等を行い、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者。)

- d. 研究代表者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 研究代表者の研究開発課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) 研究代表者の利益相反マネジメント

研究代表者が「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を研究分担者とする提案を行い、「研究代表者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、研究代表者の利益相反に該当する可能性があります。従って、研究代表者と「研究代表者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「研究代表者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合をいいます。なお、a 及び b については研究代表者のみではなく、研究代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究代表者等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

- a. 研究代表者等の研究開発成果を基に設立した機関（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む）。
- b. 研究代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない）に就任している機関。
- c. 研究代表者が株式を保有している機関。
- d. 研究代表者が実施料収入を得ている機関。

「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を研究分担者とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から評価を実施します。

そのため、「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を研究分担者とする場合、研究開発提案書の VII. 特記事項「2. 研究代表者の利益相反マネジメントに関する申告」にて「研究代表者に関係する機関」に所属する研究分担者が含まれていることを申告してください。

なお、研究代表者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本プログラムが採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

研究開発を実施する機関に JST の出資先企業を含む研究開発提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について評価を実施します。

そのため、JST の出資先企業を研究実施機関とする場合、研究開発提案書の VII. 特記事項「3. JST の利益相反マネジメントに関する申告」にて出資先企業が研究実施機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本プログラムの採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については以下ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

○ JST SUCCESS 出資実績

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html>

※申告の基準日は本プログラムの公募開始日とします。当該日時点で JST から出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については以下ウェブページを参照してください。

○ JST SUCCESS 新着情報一覧

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

2.12 選考の観点

以下の a.～d.の観点に基づき、選考を行います。

- a. 提案内容は本プログラムの趣旨に合致しているか。
- ・ 構築するデータベースによる国際貢献や科学技術及び社会経済的課題等への対応が明記されており、現実的な内容になっているか。
 - ・ 研究開発の対象とするデータベースは、応募時点で「2.3.1 (1) 対象とする研究開発と要件」(6 ページ) の a.~d.を全て満たしているか。
 - ・ 対象外となる研究開発内容を含んでいないか等。
- b. ねらい・達成目標は適切か。
- ・ 達成目標は具体的で、実施計画の規模に見合っているか。
 - ・ 国内外のコミュニティのニーズを十分に把握した上で、利用者層を想定しているか。
 - ・ 既存の類似データベースに対する優位性はあるか。
 - ・ 想定しているデータベースの利用のされ方は、利用者の課題解決に資するものか。
 - ・ 開発するデータベースの利活用によって期待される研究開発成果やコミュニティへの貢献は妥当か等。
- c. 実施計画は具体的かつ適切か。
- ・ 実施計画はねらいや目標を達成するために具体的かつ適切か。
 - ・ データ提供者、利用者と緊密に連携・協業するための具体的かつ実現可能性のある計画がなされているか。
 - ・ 予算計画は研究開発計画の実施にあたって必要十分であって、費目ごと・目的ごとに適切に配分されているか。
 - ・ 成果創出までのスケジュールやマイルストーン、進捗を把握するための指標は、具体的かつ適切に設定されているか。
 - ・ 国際基準を目指す提案については、国際連携に関する方策は具体的かつ現実的か等。
- d. 最適な研究体制、システム構成か。
- ・ 研究代表者は研究開発計画全体の責務を担うことができるか。
 - ・ 研究チームは研究代表者の研究開発構想を実現する上で最適な体制か。
 - ・ 研究参加者に、研究開発対象(データベース、データ解析手法・ツール)の構築・運用・公開、研究開発した実績のある者が含まれるか。
 - ・ 研究チームに研究分担者の研究グループを配置する場合、研究分担者の研究グループは研究開発構想実現のために必要不可欠であって、研究目的の達成に向けて大きく貢献できるか。
 - ・ データベースのシステム構成は、研究開発の実施にあたって効率的か等。
- ※ 上記の他、研究費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうかも選考の要素

となります。詳細は「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」（30 ページ）をご参照ください。

第 3 章 採択後の研究推進等について

3.1 研究開発計画の作成及びデータベース等利用状況報告について

- a. 研究代表者は、達成目標、マイルストーン、評価指標、予算、体制を含めた研究開発計画書を研究開発期間の全体及び年度ごとに策定します。研究開発計画書の策定にあたっては、利用者のニーズや課題の把握に加え、提案するデータベースがそれらに対してどのように貢献するのか、その実現プロセスについても明示を求めます。研究開発計画には、研究費や研究チーム構成が含まれます。
 - b. 研究開発計画は、研究総括の承認を経て決定します。研究総括は選考過程、研究代表者との意見交換、研究開発の進捗状況、評価結果等に基づき、研究開発計画に対する助言や調整、必要に応じて指示を行います。
 - c. 研究総括は、本プログラム全体の目的達成等のため、研究開発課題の研究開発計画の決定にあたって、研究開発課題間の融合・連携等の調整を行う場合があります。
 - d. 研究代表者には、半期に一度、研究開発課題で開発・運用するデータベースやツール等の利用状況を JST へ報告することを求めます。また、研究チームによる顕著な成果や第三者がデータベース等を活用して得た成果情報についても、都度 JST への報告を求めます。
- ※ 研究開発計画で定める研究体制及び研究費は、研究総括によるマネジメント、課題評価の状況、本プログラム全体の予算状況等に応じ、研究開発期間の途中で見直されることがあります。

3.2 委託研究契約

- a. 研究開発課題の採択後、JST は研究代表者ならびに研究分担者の所属する研究機関との間で委託研究契約を締結します。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「3.7 研究機関の責務等」(24 ページ)を参照してください。
- c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条(日本版バイ・ドール条項)に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。

3.3 研究費

1 研究開発課題（1 研究チーム）あたりの研究費（直接経費）は、「2.6 研究費（上限額）」（8 ページ）に記載のとおりです。JST は委託研究契約に基づき、研究費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。また、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本プログラム特有のルール・ガイドラインを設けています。上記については、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、下記ウェブサイトにて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

※ 提案された研究費は、選考を通じて査定を受けます。

○ 研究契約に係る書類

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

3.3.1 研究費（直接経費）

研究費（直接経費）とは、研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究担当者及び研究開発計画書記載の研究参加者等の旅費
- c. 人件費・謝金：研究参加者（ただし、研究担当者を除く（※2））の人件費・謝金
- d. その他：研究開発成果の発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等）（※2）

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「4.11 研究設備・機器の共用促進について」（38 ページ）を参照してください。

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り研究代表者の人件費及び研究開発以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要

件を定めていますのでご確認ください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）
<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>
- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）」に関するライフサイエンスデータベース統合推進事業（統合化推進プログラム）の対応について（令和 3 年 12 月 1 日）
https://biosciencedbc.jp/funding/files/dicp_info01.pdf
- 「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関するライフサイエンスデータベース統合推進事業（統合化推進プログラム）の対応について（令和 3 年 12 月 1 日）
https://biosciencedbc.jp/funding/files/dicp_info02.pdf

(注) 研究費（直接経費）として支出できない経費の例

- ・ 研究開発の目的に合致しないもの
- ・ 間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・ 委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※）

3.3.2 間接経費

間接経費とは、研究開発の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の 30%が措置されます。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 5 年 5 月 31 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

3.3.3 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究開発成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用及び不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

3.4 評価

3.4.1 事後評価

研究総括は、研究アドバイザー等の協力を得て、研究開発の特性や発展段階に応じて研究開発終了後できるだけ早い時期又は研究開発終了前の適切な時期に研究開発課題の事後評価を行います。この他、JST では研究総括の求めに応じ、適宜、進捗報告会、年次レビュー、サイトビジット等を実施し、以後の研究開発計画の調整（研究費の増額・減額や研究チーム構成の見直し等を含む）を行う場合があります。

これらの評価結果は、NBDC ウェブサイトにて公開します。

○ NBDC ウェブサイト

<https://biosciencedbc.jp/>

3.4.2 追跡評価

研究開発終了後一定期間を経過した後、研究開発成果の発展状況や活用状況、研究者の活動状況等について追跡調査を行います。また、追跡調査結果等を基に JST が選任する外部の専門家が追跡評価を行います。

3.5 本事業で運用するサービスへの協力

3.5.1 Integbio データベース カタログ

Integbio データベースカタログは、国内バイオデータベースをほぼ網羅するデータベースの総覧です。研究代表者には、新たなデータベース、ツール等を公開した時点及び関連情報に変更が生じた時点で情報提供していただきます。なお、本サービスから公開する情報は CC0 とします。詳細は以下をご覧ください。

○ Integbio データベース カタログ

<https://integbio.jp/dbcatalog/>

○ Creative Commons — CC0 1.0 全世界

<https://creativecommons.org/publicdomain/zero/1.0/deed.ja>

3.5.2 生命科学系データベース アーカイブ

生命科学系データベース アーカイブは、国内研究者から寄託を受けたデータベースを保全し、掲載、配布するサービスです。研究代表者には、寄託可能となった時点及び研究開発の終了時に研究開発対象のデータベースのデータセットをアーカイブ用ファイルに変換した後、本サービスへ寄託いただきます。なお、本サービスから提供するデータベースの利用許諾条件は、原則 CC BY-SA とします。その他、寄託にあたっての詳細は、「データベース寄託の応募要領」をご参照ください。

- 生命科学系データベース アーカイブ

<https://dbarchive.biosciencedbc.jp/>

- データベース寄託の応募要領

<https://dbarchive.biosciencedbc.jp/contents/deposit/application.html>

3.5.3 RDF ポータル

RDF ポータルは、国内の生命科学系の RDF 形式データを検索・ダウンロードできるサービスです。研究開発対象のデータベースの RDF 化データは、寄託可能となった時点及び研究開発の終了時に、本サービスへ寄託いただきます。データセットの RDF 化に際しては、DBCLS RDF 化ガイドラインをご参照ください。

- RDF ポータル

<https://rdfportal.org/>

- DBCLS RDF 化ガイドライン

<https://github.com/dbcls/rdfizing-db-guidelines>

3.5.4 NBDC ヒトデータベース

NBDC ヒトデータベースは、ヒト試料を用いた研究等の成果として産生されたデータ（ヒトに関するデータ）のリポジトリです。研究開発対象のデータベースに搭載予定の、ヒトに関するデータについて、可能なものは本サービスから取得することを検討してください。また、ヒト試料を用いた研究等の成果として産生され、かつ倫理的な配慮を要するデータは、本サービスへ提供することができます。提供にあたっては、NBDC ヒトデータ共有ガイドライン及び NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドラインを遵守してください。公開時期及び公開方法は、別途協

議させていただきます。詳細は以下をご覧ください。

- NBDC ヒトデータベース
<https://humandbs.biosciencedbc.jp/>
- NBDC ヒトデータベース - ガイドライン
<https://humandbs.biosciencedbc.jp/guidelines>

3.6 研究代表者及び研究分担者の責務等

JST の研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的な執行に留意ください。

JST と研究機関との委託研究契約及びその他 JST の諸規定（経理及び会計検査）等に従っていただきます。

（１）研究開発成果の取り扱い

- a. 国費を財源とした研究開発であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究開発成果の発表を積極的に行ってください。知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき所属機関から出願や申請等をしていただきます。
- b. 研究開発実施に伴って得られた研究開発成果を論文等で発表する場合は、「4.22 論文謝辞等における体系的番号の記載について」（49 ページ）を参照の上、本プログラムの成果である旨の記述を行ってください。
- c. 「3.1 研究開発計画の作成及びデータベース等利用状況報告について」（18 ページ）で行うデータベース利用状況の提出の他、利用者の研究分野等の多様性、国内外別の利用状況、開発したデータベースを使って解析がされた論文や学会発表の数、知的財産権の出願数、共同研究の実施数等を積極的に記録し、JST と情報を共有してください。
- d. 本プログラムが国内外で主催するワークショップやシンポジウム、講習会及び学協会への出展等に研究チームの研究者とともに参加いただき、研究開発成果を発表していただきます。

（２）研究開発終了後一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。

（３）次項を遵守することを確認し、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

- a. 本公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
 - b. JST の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動において不正行為（捏造、改ざん及び盗用）や研究費の不正な使用等を行わない。
 - c. 研究参加者に対し、研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI））の受講について周知を徹底する。
- （４）JST は、研究開発課題名、研究参加者や委託研究費等の所要の情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）及び内閣府へ提供します。また、研究代表者等に各種情報提供を求めることがあります（「4.29 e-Rad からの内閣府への情報提供等について」（57 ページ）をご参照ください）。
- （５）研究代表者は、研究開発計画の立案・実施に関する責任を負います。このため、JST（研究総括を含む）に対する所要の研究開発計画書や研究開発報告書等の提出、研究開発評価への対応が求められます。また、研究総括が随時求める研究開発進捗状況に関する報告等に対応していただきます。
- （６）研究代表者及び研究分担者は、研究費で雇用する若手の博士研究員、アノテータ、キュレータ等について、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組んでください（「4.13 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について」（41 ページ）をご参照ください）。
- （７）研究参加者は、JST が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI））を受講し、修了する義務があります。詳細は、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」（29 ページ）をご参照ください。
- （８）研究開発の実施にあたり、本プログラムが実施するデータベース統合化のための基盤技術開発に係る活動へ積極的に参加してください。JST から参加を求める場合もあります。
- （９）科学・技術に対する国民の理解と支持を得るため、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組んでください（「4.20 社会との対話・協働の推進について」（47 ページ）をご参照ください）。

3.7 研究機関の責務等

研究機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究開発の実施は認められませんので、応

募に際しては、研究開発の実施を予定している全ての研究機関から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究開発計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL を参照してください。

○ 研究契約に係る書類 <https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。「4.25 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について」（50 ページ）をご参照ください。

○ 文部科学省 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。「4.26 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」（52 ページ）をご参照ください。

○ 文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の決定について
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本プログラム特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。(科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。)
- f. 研究機関は、研究開発の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、又は、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究開発の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。
- また、当該知的財産権について、移転又は専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。
- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。
- また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究開発課題の評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究開発の中止等の措置を行う場合があるほか、研究開発の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。
- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。)

- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究開発課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講及び修了を義務付けています（受講等に必要な手続き等は JST で行います）。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示に従って研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- k. 研究開発の適切な実施や研究開発成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合规性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究開発期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

3.8 その他留意事項

3.8.1 研究開始後の研究総括との利害関係について

研究代表者は、採択後も「2.9.1 応募者の要件」（9 ページ）に定める利害関係の要件（例えば、研究総括と緊密な共同研究を実施していること）に抵触しないことが求められます。これは、研究総括が採択課題の研究推進ならびに評価における責任を負うためです。

利害関係の要件に該当することが確認された場合は、JST にて相応の理由が認められない限り、研究中止の措置を講じる場合があります。

3.8.2 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費（間接経費を除く）により研究員等として専従雇用されている研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究開発を継続できること、また研究開発を一時中断せざるを得ない場合は、研究開発に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究開発課題等に「男女共同参画促進費」（上限金額：月額 30 万円×支援月数）を支給します。

詳しくは、以下ウェブページを参照してください。

- JST 出産・子育て・介護支援制度

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

3.8.3 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、14 万人以上の利用者にご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 2 万件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材(ポストドクター、研究者等)をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

- 研究者人材データベース JREC-IN Portal

<https://jrecin.jst.go.jp/>

第 4 章 応募に際しての注意事項

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究代表者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の（１）～（２）のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「2.10.1 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) を用いた応募」（12 ページ）及び別紙 1 を参照してください。

（１）所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

（２）所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN（旧 CITI）を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN（旧 CITI）を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を受講することができます。

以下 URL より受講をしてください。

受講 URL : <https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と選択/入力してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

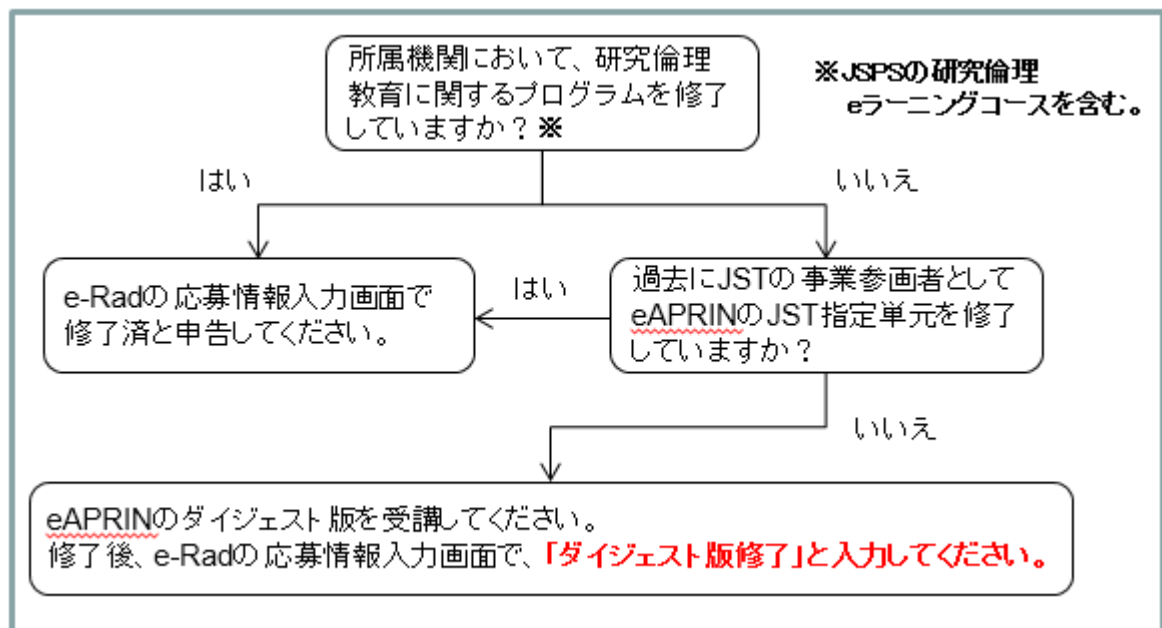
■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 NBDC 事業推進部

E-mail : nbdc-funding@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究代表者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本プログラムに参画する研究者等について「eAPRIN（旧 CITI）」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則 として全ての研究参加者に「eAPRIN（旧 CITI）」の単元を受講・修了していただきます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN（旧 CITI）の単元を修了している場合を除きます）。

4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

4.2.1 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究開発課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本プログラム

において、その程度に応じ、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分（以下「研究開発課題の不採択等」という。）を行います。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究開発課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究開発課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本プログラムへの応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本プログラムの事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、研究開発課題の不採択等を行う可能性があります。

※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

4.2.2 過度の集中に対する措置

本プログラムに提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究開発期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本プログラムにおいて、その程度に応じ、研究開発課題の不採択等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究開発課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本プログラムへの応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本プログラムの事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、研究開発課題の不採択等を行うことがあります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究開発活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務

等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

4.2.3 不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究開発活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

- (i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提供

応募時に、研究代表者・研究分担者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究開発課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下のとおり扱います。

- ・ 応募された研究開発課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究開発課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出

を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

(ii) その他、自身が関与する全ての研究開発活動に係る透明性確保のために必要な情報の提供

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援(※)を含む、自身が関与する全ての研究開発活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究開発課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究開発課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究開発課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

4.2.4 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

4.3 研究開発活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究開発活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理的重複及び過度の集中を排除し、研究開発活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

4.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

4.4.1 研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（i）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託研究契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ii）申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本プログラムの研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」といいます。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本プログラムへの申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究開発課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究開発課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間※3.4
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 (※1)	1 個人の利益を得るための私的流用		10 年
	2 1 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
		② ①及び③以外のもの	2～4 年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5 年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 (※2)			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中（※1）において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中（※2）において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

（iii）不正事案の公表について

本プログラムにおいて、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本プログラムへの申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究機関名、事業名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、JST において原則公表することとします。また、当該

不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※ 現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブページを参照してください。

○ 文部科学省「研究機関における不正使用事案」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4.4.2 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本プログラムへの申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」について、2024 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、2023 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※ 現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトを参照してください。

○ 内閣府「競争的研究費制度」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

4.5 関係法令等に違反した場合の措置

研究開発を実施するにあたり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.6 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末まで

の繰越を認める場合があります。

4.7 府省共通経費取扱区分表について

本プログラムでは、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

- JST「研究契約に係る書類」

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

現在、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2022」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本プログラムにおいて、直接経費からプロジェクトの研究代表者の人件費、研究開発以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。研究代表者の人件費及び研究開発以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、確認してください。

また、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」（令和5年2月8日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえて、本プログラムにおいて、直接経費から次世代を担う理工系分野の人材育成の促進に係る経費を支出することを可能としています。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和2年9月17日）
<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>
- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）」に関するライフサイエンスデータベース統合推進事業（統合化推進プログラム）の対応について（令和3年12月1日）
https://biosciencedbc.jp/funding/files/dicp_info01.pdf
- 「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関するライフサイエンスデータベース統合推進事業（統合化推進プログラム）の対応について（令和3年12月1日）

4.8 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。

4.9 年度末までの研究開発期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) JST においては、事業の完了と研究開発の成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究開発成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究開発期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

4.10 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

4.11 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）や「統合イノベーション戦略 2022」（令和 4 年 6 月 3 日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和 4 年 3 月に策定しまし

た。

これらを踏まえ、本プログラムにより購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究開発課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究開発課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 文部科学省「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- 内閣府「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日 閣議決定）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 内閣府「統合イノベーション戦略 2022」（令和 4 年 6 月 3 日 閣議決定）]
https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2022_honbun.pdf
- 内閣府「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」（令和 5 年 5 月 24 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf
- 文部科学省「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」（令和 2 年 9 月 10 日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ）
https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf
- 文部科学省「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（令和 4 年 3 月 29 日 大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会）

https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf

【参考：概要版 YouTube】https://youtu.be/x29hH7_uNQo

- 「大学連携研究設備ネットワーク」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

- JST「新たな共用システム導入支援プログラム」

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>

- JST「コアファシリティ構築支援プログラム」

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>

4.12 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本プログラムにおいて、研究開発の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本プログラムへ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意点)

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度※の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

※ 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分(40万円以上45万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19日~20日)の勤務時間(7時間45分~8時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して0.8を乗じることでより算定。)

- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

4.13 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2か所程度でポストドクターを経験した後、30代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン~教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメント

の構築に向けて～」(平成 31 年 2 月 25 日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本プログラムにより、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究開発期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

4.14 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について

「科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）」や「男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）」、「Society5.0 の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和 4 年 6 月 2 日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究開発活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

また、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

これらを踏まえ、本プログラムにおいても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

- ・ 体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を考慮しないまま研究開発を実施することで、その成果を社会実装する段階で社会に不適切な影響が及ぶ恐れのある研究開発については、性差を考慮して実施してください。
- ・ 理数系の博士号取得者等によるオンラインでの小・中・高等学校における理科、物理・化学等の授業や出前講座に係る費用を直接経費から支出可能とします。
- ・ 研究開発の成果を中高生等が理解しやすいコンテンツとして SNS 等で配信するための費用

を直接経費から支出可能とします。

- ・ 上記 2 点のアウトリーチ活動の実績について研究開発成果報告書への記載を可能とし、プラス評価の対象とします。また、研究開発計画書への記載も可能とし、審査の際にプラス評価の対象とします。

4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究開発活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 12 月 18 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本プログラムにおいて雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本プログラムから人件費を支出しつつ、本プログラムに従事するエフォートの一部を、自発的な研究開発活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について（連絡）」（令和 2 年 4 月 10 日）
<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>
- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」に関するライフサイエンスデータベース統合推進事業（統合化推進プログラム）の対応について（令和 4 年 1 月 25 日）
https://biosciencedbc.jp/funding/files/dicp_info03.pdf

4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募

型教育研究資金)により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

- ・ 研究開発提案書に、公的研究費により雇用する若手研究者に対する多様なキャリアパスを支援する活動計画（以下「キャリア支援活動計画」といいます。）（例：機関が行う企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等への参加の推奨、異分野を含めた研究開発活動への主体的な参加の推奨など）を記載してください。キャリア支援活動計画は選考の際に確認します。
- ・ 若手研究者の能力開発に要する経費は、研究開発活動を支える基盤的な経費であるとの考え方に基づき、上記の研究開発提案書に記載したキャリア支援活動計画に基づく若手研究者の活動の一部を、研究エフォートの中に含めることができます。
- ・ 事後評価においては、上記のキャリア支援活動計画に基づく取組状況や若手研究者の任期終了後の進路状況を報告して頂きます。その内容はプラスの評価の対象とします。

また、評価に当たっては、研究開発活動の妨げにならないよう、若手研究者が公的研究機関（雇用主である機関以外の公的研究機関を含む）の取組（例：企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等）に参加する場合には、その取組を研究代表者が直接行うキャリア支援に代わる取組として、プラスの評価の対象とします。

4.17 URA 等のマネジメント人材の確保について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、URA 等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材や URA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等のマネジメント人材が本プログラムの研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本プログラムに限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

あわせて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA 研修等へ

参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究開発活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。従って、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（2022 年 5 月 1 日以降は特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本プログラムを通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。

また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までに、本プログラムにより外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本プログラム終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。

ります。また、本プログラムを通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

- ※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第1及び外為令別表に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。
- ※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。
- ※3 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- 経済産業省「安全保障貿易管理（全般）」
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- 経済産業省「みなし輸出管理」（上記※2 関連ページ）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>
- 経済産業省「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- 経済産業省「大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル」
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>

- 経済産業省「安全保障貿易ガイダンス（入門編）」

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

4.19 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究開発活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

4.20 社会との対話・協働の推進について

「『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本公募に採択され、1 件あたり年間 3000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究開発成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究開発成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

- 内閣府「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められていますが、JST で提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては下記のような例があります。

- サイエンスアゴラ
<https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/>
- 日本科学未来館
<https://www.miraikan.jst.go.jp/>

4.21 オープンアクセス及び研究データマネジメントについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表し、令和 4 年 4 月に改訂を行いました。本方針では、本プログラムでの研究開発活動における成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

ついては、本プログラムに参加する研究者は、研究開発の成果論文については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて原則として公開、特に査読済み論文については原則として 12 ヶ月以内の公開を原則としていただきます。また、データマネジメントプランについては、本方針で求める必須項目と同等の内容を研究開発計画書内に記載していただき、研究開発計画書に基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究開発活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究開発を遂行する過程で変更することも可能です。

詳しくは、以下を参照してください。

- JST「オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針」
<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>
- JST「オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン」
https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience_r4.pdf
※ データマネジメントプランに記載すべき項目、及びメタデータ項目については本ガイドラインに記載。

- 内閣府「公的資金による研究データの管理・利活用」
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyudx.html>
- 内閣府「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（統合イノベーション戦略推進会議）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>
- 内閣府「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目（案）（2023年3月31日時点）
https://www8.cao.go.jp/cstp/common_metadata_elements.pdf

なお、JSTは、データマネジメントプランの記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

4.22 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本プログラムにより得た研究開発の成果を発表する場合は、本プログラムにより助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment（謝辞）に、本プログラムにより助成を受けた旨を記載する場合には「JST, NBDC Grant Number <10桁の体系的番号>」を含めてください。論文投稿時も同様です。本プログラムの<10桁の体系的番号>は、「JPMJ+英字2文字+数字4桁」です。体系的番号については、採択時にお知らせします。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。

【英文】"This work was supported by JST, NBDC Grant Number JPMJxxxxxx, Japan".

【和文】「本研究は、JST NBDC JPMJxxxxxx の支援を受けたものです。」

※ 論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

4.23 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーシ

ヨンの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和 5 年 3 月時点で 9 件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究開発成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトよりご覧いただけます。

- 文部科学省「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm
- 文部科学省「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/houkoku/1422095_00001.htm

4.24 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2022」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本プログラムの公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

4.25 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

4.25.1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本プログラムの応募、研究実施等にあたり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監

査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトを参照してください。

- 文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

4.25.2 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本プログラムの契約にあたり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、2024年4月1日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和6年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Radを利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和5年度版チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和6年度版チェックリストを2024年12月1日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください（下記ウェブページは、令和5年度版チェックリストに関する内容です。令和6年度版チェックリストに関しては令和6年4月1日以降に文部科学省ウェブページを確認ください。）。

- 文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づ

く令和 5 年度「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について（通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

注意①：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

○ e-Rad 新規登録の方法

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

注意②：文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けて資金を管理している機関は、継続して管理している間、毎年度 12 月 1 日までにチェックリストを提出することが必要です。

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

4.26 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

4.26.1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本プログラムへの応募及び研究開発活動の実施にあたり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）（※）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイト参照してください。

○ 文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の決定について

4.26.2 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本プログラムの契約にあたり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、2024 年 4 月 1 日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和 6 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和 5 年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 6 年度版研究不正行為チェックリストを 2024 年 9 月 30 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください（下記ウェブページは、令和 5 年度版研究不正行為チェックリストに関する内容です。令和 6 年度版研究不正行為チェックリストに関しては令和 6 年 4 月 1 日以降に文部科学省ウェブページを確認ください。）。

- 文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（令和 5 年度版）の提出について（依頼）（事務連絡）（令和 5 年 3 月 29 日）

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.html

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照してください。

- e-Rad 新規登録の方法

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

4.26.3 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究開発活動における不正行為に対する措置について

本プログラムにおいて、研究開発活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(1) 契約の解除等の措置

本プログラムの研究開発課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託研究契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(2) 申請及び参加資格制限の措置

本プログラムによる研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本プログラムへの申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者			特定不正行為の程度	応募制限期間※
特定不正行為に関与した者	1. 研究開発の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10 年
	2. 特定不正行為があった研究開発に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7 年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5 年
		上記以外の著者		2～3 年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3 年
	特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3 年
当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの			1～2 年	

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。
 なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(3) 競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本プログラムへの申請及び参加資格を制限します。

(4) 不正事案の公表について

本プログラムにおいて、研究開発活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

○ 文部科学省「研究活動における不正事案について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4.27 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本プログラムへの研究開発課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究開発活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究開発課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本プログラムへの研究開発課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

4.28 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究開発課題名、所属研究機関名、

研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本プログラムのウェブページにおいて公開します。

4.29 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行うEBPMを徹底することとしており、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Radでの入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

4.30 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap は日本の研究者情報データベースとして30万人以上の登録があり、業績情報の管理・公開が可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap に登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本プログラム実施者は、積極的にresearchmapに登録くださるよう、ご協力をお願いします。

○ researchmap

<https://researchmap.jp/>

4.31 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意

の様式で研究者から JST に通知してください。(上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。)

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

4.32 人権の保護及び法令等の遵守への対応について

研究構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。また、海外における実地の研究開発活動や海外研究機関との共同研究を行う際には、関連する国の法令等を事前に確認し、遵守してください。

特に、ライフサイエンスに関する研究開発について、各府省が定める法令等が改正されている場合がありますので、最新版をご確認ください。このほかにも研究開発内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

- 文部科学省 ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

<https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

第 5 章 お問い合わせ先

本公募に関してご不明な点等がございましたら、内容に応じて次表に示す連絡先へお問い合わせ願います。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには、一切お答えできませんのでご了承ください。

内容	機関・部署名	連絡先
・本事業、プログラムの内容、応募書類の作成・提出に関する手続き等、利害関係等についての問い合わせ ・応募後に他の競争的研究費等に採択された場合の連絡	JST NBDC 事業推進 部公募担当	E-mail : nbdc-funding@jst.go.jp Tel : 03-5214-8491 （受付時間：10:00～12:00／13:00～17:00） ※緊急時以外はメールにて問い合わせ願います。 ※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
・研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口	JST 法務・コンプライアンス部 研究公正課	E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp
・府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法	e-Rad ヘルプデスク	0570-057-060(ナビダイヤル) （受付時間 9:00～18:00） ※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

以下のウェブサイトに関連情報が掲載されています。あわせてご参照ください。

内容	参照先	
公募に関する情報	NBDC ウェブサイト 公募情報ページ	https://biosciencedbc.jp/funding/calls/
委託研究契約	JST 研究契約に係る書類	https://www.jst.go.jp/contract/index2.html
e-Rad 操作方法	e-Rad ポータルサイト	https://www.e-rad.go.jp/
	よくある質問と答え	https://qa.e-rad.go.jp/
	研究機関事務代表者・事務担当者用マニュアル	https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html
	研究者用マニュアル	https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html
研究公正	研究公正ポータル	https://www.jst.go.jp/kousei_p/
研究倫理	研究倫理	https://www.jst.go.jp/researchintegrity/index.html
ダイバーシティ推進	JST 事業参画研究者等に対する取り組み	https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/jstbusiness.html